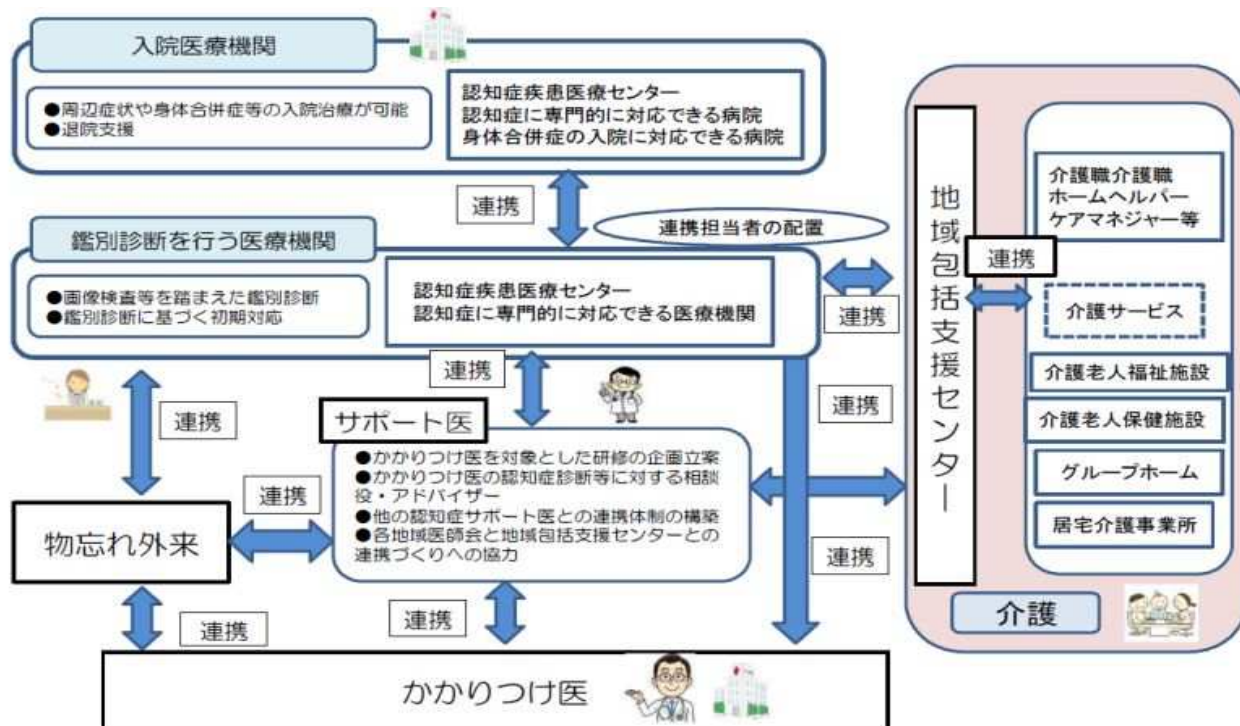


【図表資-5-118】出水保健医療圏 認知症の医療連携体制図



[北薩地域振興局作成]

【図表資-5-119】出水保健医療圏 認知症の医療機能基準

区分	認知症の日常的な診療を行うかかりつけ医	鑑別診断を行う医療機関 (認知症患者医療センター等)	入院医療機関
目標	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の早期発見につなげる。 認知症の日常的な診療等により、認知症の人の地域での生活を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の早期診断・早期対応による認知症の重症化予防を図る。 認知症の療養方針を決定し、関係機関と連携し、認知症の人の地域での生活を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 重篤な認知症の周辺症状や身体合併に対する急性期等の入院治療の提供とともに、早期退院に向け退院支援を行う。
医療機関に求められること	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の人の日常的な診療が可能である。 認知症の可能性について、判断でき、認知症を疑った場合、速やかに認知症患者医療センター等の専門医療機関を紹介できる。 専門医療機関と連携し、認知症の治療計画や介護サービス、緊急時の対応等が記載された認知症療養計画等に基づき患者やその家族等に療養方針を説明し、療養支援が可能である。 認知症の人が地域でできるだけ継続して生活できるよう、地域包括支援センターや介護サービス事業所等と連携を図り支援を行える。 	<ul style="list-style-type: none"> 専任の認知症の専門医が配置されている。 ※認知症の専門医は、以下のいずれかに該当する医師とする。 <ol style="list-style-type: none"> 日本老年精神医学会の定める専門医 日本認知症学会が定める専門医 認知症患者の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師 画像検査の体制として、コンピュータ断層撮影装置(CT)及び磁気共鳴画像装置(MRI)を有している。有していない場合は、他の医療機関との連携体制が確保されている。 鑑別診断に基づく初期対応が可能である。 認知症の療養方針を記載した認知症療養計画等を作成し、地域の認知症のかかりつけ医等と連携が図れる。 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の周辺症状や身体合併症等の入院治療が可能である。 かかりつけ医や地域包括支援センター、訪問看護事業所、介護サービス事業所等と連携し、退院支援が行える。
医療機関例	<ul style="list-style-type: none"> ものわすれの相談ができる医師 認知症サポート医のいる診療所・病院 かかりつけ医 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症患者医療センター 鑑別診断ができる病院 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症患者医療センター 認知症に専門的に対応できる病院 身体合併症の入院治療に対応できる病院
関係機関例	<ul style="list-style-type: none"> 認知症患者医療センター等専門医療機関 地域包括支援センター 居宅介護支援事業所 介護老人福祉施設 グループホーム かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局 訪問介護事業所等 	<ul style="list-style-type: none"> かかりつけ医 地域包括支援センター 居宅介護支援事業所 訪問看護事業所等 	

[北薩地域振興局作成]